

答 申 第 7 3 号  
平成25年2月15日

佐賀市長 秀 島 敏 行 様

佐賀市個人情報保護審査会  
会 長 村 上 英 明



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号  
に基づく諮問について (答申)

佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号に基づき、平成25年2月1日付佐市道管第1040号により諮問がありました監視カメラ設置事業における個人情報の本人以外からの収集及び外部提供については、審議の結果、諮問の内容を適当なものとして認めます。

なお、個人の権利利益の保護を図るため、特に次の点について要望します。

- 1 個人情報の外部提供にあたっては、条例の趣旨に則り、必要最小限の利用に限定するとともに、外部提供を行ったときは、本審査会へ必ず報告すること。